

Ⅷ【ヘルパーの喀痰吸引について教えてほしい】

1 喀痰吸引等認定業務の制度の概要

社会福祉士および介護福祉士法の一部改正により、平成 24 年 4 月 1 日より、喀痰吸引および経管栄養（以下、「喀痰吸引等」という。）の実施のために必要な知識・技術を習得した介護職員等や介護福祉士について、一定の要件の下に、喀痰吸引等を実施することができるものとされました。

【対象となる医療行為】

- ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・経管栄養（胃ろうまたは腸ろう、経鼻経管栄養）

【実施可能な介護職員等の範囲】

- ・一定の研修を修了した介護職員等（認定特定行為業務従事者）
- ・介護福祉士であって実地研修を修了した喀痰吸引等行為の登録が行われている者

*喀痰吸引等業務に係る登録申請手続き等については、滋賀県ホームページをご覧ください。

- ・滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課ホームページ；

http://www.pref.shiga.lg.jp/e/lakadia/tan_kyuin/tan_kyuin_top.html

- ・滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shogai/25kakutannkyuuininkensyuu.html>

2 喀痰吸引等研修について

(1) 第一号、第二号研修

第一号・第二号研修とは、不特定多数の者に対し、施設や居宅において、介護職員等による喀痰吸引等がより安全に提供されるため、適切に喀痰吸引等の行為を行うことができる介護職員等を養成します。

（滋賀県の第一号、第二号研修では、人工呼吸器装着者への喀痰吸引や、半固形栄養剤のみの経管栄養については対応していません。該当する場合は、第三号研修を受講して下さい。）

【お問い合わせ先】

滋賀県医療福祉推進課 TEL：077-528-3597

(2) 第三号研修

第三号研修とは、特定の者に対して、特定の行為を実施できる介護職員を養成することを目的としています。滋賀県では「びわこ学園」に委託して喀痰吸引等第三号研修を実施しています。

【お問い合わせ先】

びわこ学園 TEL:077-587-1144

滋賀県障害福祉課 TEL:077-528-3540

3 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）

湖北圏域の登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）については、P.53 を参照ください。